

求人者・求職者の皆様へ

・事業所名：リニアコンサルティング株式会社

許可番号：13-ユ-303257

●取扱職種の範囲等

- ・職種は専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業、地域は全国

●手数料に関する事項

- ・求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<p style="text-align: right;"><u>0円</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	<p>成功報酬</p> <p>【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%</u></p> <p>【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%</u></p> <p>上記手数料は上限であり、個別の手数料率は契約にて定めたものとします。 手数料負担者は 求人者 とします。</p>
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	<p>成功報酬</p> <p>当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%</u></p> <p>上記手数料は上限であり、個別の手数料率は契約にて定めたものとします。 手数料負担者は 求人者 とします。</p>
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	<p>着手金 4,000,000円 活動1日あたり 100,000円</p> <p>【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%</u></p> <p>【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%</u></p> <p>上記手数料は上限であり、個別の手数料率は契約にて定めたものとします。 手数料負担者は 求人者 とします。</p>
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	<p>着手金 2,000,000円 相談・助言終了時 100,000円 成功報酬 100,000円</p> <p>上記着手金及び手数料は上限であり、個別の金額は契約にて定めたものとします。 手数料負担者は 関係雇用主 とします。</p>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	<p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%</u></p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>100%</u></p> <p>上記手数料は上限であり、個別の金額及び手数料率は契約にて定めたものとし</p>

	ます。 手数料負担者は 求人者 とします。手数料負担者は 求人者 とします。
--	---

- ・求職者からは手数料は徴収いたしません。

●苦情の処理に関する事項

- ・求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。
苦情申出先： 職業紹介責任者：吉田 亘 連絡先 03-6026-1057

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

- ・求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱責任者は職業紹介責任者の吉田亘です。
- ・個人情報取扱者は、当社コンサルタント及びその指示に従い、事務業務に従事する者です。
- ・個人情報取扱者は、個人情報取扱責任者の指示に従い、個人データの保護に十分な注意を払って業務を行うものとする。
- ・個人情報取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

●返戻金制度に関する事項

- ・当事業所は返戻金制度を設けています。返戻金制度の内容は以下のとおりです。
紹介した人材が、自己の都合により、1か月未満で退職した場合は紹介手数料の80%相当額、3か月未満で退職した場合は30%相当額を返金